【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（組織変更計画）

**第百一条の二**　会員金融商品取引所は、前条の組織変更（以下この目において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議によつて、その承認を受けなければならない。

２　会員金融商品取引所は、総会員の四分の三以上の賛成がなければ、組織変更の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

３　第一項の総会の招集は、その会議開催日の五日前までに、会議の目的である事項のほか、組織変更計画の要領及び組織変更後の株式会社（以下この目において「組織変更後株式会社金融商品取引所」という。）の定款を示してしなければならない。

４　会員金融商品取引所が組織変更をする場合には、当該会員金融商品取引所は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　組織変更後株式会社金融商品取引所の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二　前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社金融商品取引所の定款で定める事項

三　組織変更後株式会社金融商品取引所の取締役の氏名及び会計監査人の氏名又は名称

四　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める事項

イ　組織変更後株式会社金融商品取引所が会計参与設置会社である場合　組織変更後株式会社金融商品取引所の会計参与の氏名又は名称

ロ　組織変更後株式会社金融商品取引所が監査役設置会社である場合　組織変更後株式会社金融商品取引所の監査役の氏名

五　組織変更をする会員金融商品取引所の会員が組織変更に際して取得する組織変更後株式会社金融商品取引所の株式の数（組織変更後株式会社金融商品取引所が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

六　組織変更をする会員金融商品取引所の会員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七　組織変更後株式会社金融商品取引所が組織変更に際して組織変更をする会員金融商品取引所の会員に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

八　前号に規定する場合には、組織変更をする会員金融商品取引所の会員に対する同号の金銭の割当てに関する事項

九　組織変更後株式会社金融商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項

十　組織変更がその効力を生ずる日（以下この目において「効力発生日」という。）その他内閣府令で定める事項

【平成20年6月13日 法律第65号】 （改正なし）

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（組織変更計画）

第百一条の二　会員金融商品取引所は、前条の組織変更（以下この目において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議によつて、その承認を受けなければならない。

２　会員金融商品取引所は、総会員の四分の三以上の賛成がなければ、組織変更の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

３　第一項の総会の招集は、その会議開催日の五日前までに、会議の目的である事項のほか、組織変更計画の要領及び組織変更後の株式会社（以下この目において「組織変更後株式会社金融商品取引所」という。）の定款を示してしなければならない。

４　会員金融商品取引所が組織変更をする場合には、当該会員金融商品取引所は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　組織変更後株式会社金融商品取引所の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二　前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社金融商品取引所の定款で定める事項

三　組織変更後株式会社金融商品取引所の取締役の氏名及び会計監査人の氏名又は名称

四　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める事項

イ　組織変更後株式会社金融商品取引所が会計参与設置会社である場合　組織変更後株式会社金融商品取引所の会計参与の氏名又は名称

ロ　組織変更後株式会社金融商品取引所が監査役設置会社である場合　組織変更後株式会社金融商品取引所の監査役の氏名

五　組織変更をする会員金融商品取引所の会員が組織変更に際して取得する組織変更後株式会社金融商品取引所の株式の数（組織変更後株式会社金融商品取引所が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

六　組織変更をする会員金融商品取引所の会員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七　組織変更後株式会社金融商品取引所が組織変更に際して組織変更をする会員金融商品取引所の会員に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

八　前号に規定する場合には、組織変更をする会員金融商品取引所の会員に対する同号の金銭の割当てに関する事項

九　組織変更後株式会社金融商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項

十　組織変更がその効力を生ずる日（以下この目において「効力発生日」という。）その他内閣府令で定める事項

（改正前）

（新設）

第百一条の二　会員証券取引所は、前条の組織変更（以下この目において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議によつて、その承認を受けなければならない。

②　民法第六十九条の規定は、前項の決議について準用する。

③　第一項の総会の招集は、その会議開催日の五日前までに、会議の目的である事項のほか、組織変更計画の要領及び組織変更後の株式会社（以下この目において「組織変更後株式会社証券取引所」という。）の定款を示してしなければならない。

④　会員証券取引所が組織変更をする場合には、当該会員証券取引所は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　組織変更後株式会社証券取引所の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二　前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社証券取引所の定款で定める事項

三　組織変更後株式会社証券取引所の取締役の氏名及び会計監査人の氏名又は名称

四　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める事項

イ　組織変更後株式会社証券取引所が会計参与設置会社である場合　組織変更後株式会社証券取引所の会計参与の氏名又は名称

ロ　組織変更後株式会社証券取引所が監査役設置会社である場合　組織変更後株式会社証券取引所の監査役の氏名

五　組織変更をする会員証券取引所の会員が組織変更に際して取得する組織変更後株式会社証券取引所の株式の数（組織変更後株式会社証券取引所が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

六　組織変更をする会員証券取引所の会員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七　組織変更後株式会社証券取引所が組織変更に際して組織変更をする会員証券取引所の会員に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

八　前号に規定する場合には、組織変更をする会員証券取引所の会員に対する同号の金銭の割当てに関する事項

九　組織変更後株式会社証券取引所の資本金及び準備金の額に関する事項

十　組織変更がその効力を生ずる日（以下この目において「効力発生日」という。）その他内閣府令で定める事項

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第百一条の二　会員証券取引所は、前条の組織変更（以下この目において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議によつて、その承認を受けなければならない。

（②　削除）

②　民法第六十九条の規定は、前項の決議について準用する。

③　第一項の総会の招集は、その会議開催日の五日前までに、会議の目的である事項のほか、組織変更計画の要領及び組織変更後の株式会社（以下この目において「組織変更後株式会社証券取引所」という。）の定款　を示してしなければならない。

④　会員証券取引所が組織変更をする場合には、当該会員証券取引所は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　組織変更後株式会社証券取引所の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二　前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社証券取引所の定款で定める事項

三　組織変更後株式会社証券取引所の取締役の氏名及び会計監査人の氏名又は名称

四　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める事項

イ　組織変更後株式会社証券取引所が会計参与設置会社である場合　組織変更後株式会社証券取引所の会計参与の氏名又は名称

ロ　組織変更後株式会社証券取引所が監査役設置会社である場合　組織変更後株式会社証券取引所の監査役の氏名

五　組織変更をする会員証券取引所の会員が組織変更に際して取得する組織変更後株式会社証券取引所の株式の数（組織変更後株式会社証券取引所が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

六　組織変更をする会員証券取引所の会員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七　組織変更後株式会社証券取引所が組織変更に際して組織変更をする会員証券取引所の会員に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

八　前号に規定する場合には、組織変更をする会員証券取引所の会員に対する同号の金銭の割当てに関する事項

九　組織変更後株式会社証券取引所の資本金及び準備金の額に関する事項

十　組織変更がその効力を生ずる日（以下この目において「効力発生日」という。）その他内閣府令で定める事項

（改正前）

第百一条の二　会員証券取引所は、前条の組織変更（以下この目において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画書を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

②　前項の総会においては、その決議により、定款その他株式会社への組織変更に必要な事項を定めるとともに、組織変更後の株式会社の役員となるべき者を選任しなければならない。

③　民法第六十九条の規定は、前二項の決議について準用する。

④　第一項の総会の招集は、その会議開催日の五日前までに、会議の目的たる事項のほか、組織変更計画書の要領、組織変更後の株式会社の定款及び第二項に規定する者の選任に関する議案の要領を示してしなければならない。

⑤　組織変更計画書には、組織変更をする時期、会員に対する株式の割当てに関する事項その他内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】（平成11年12月22日法律第160号）

（改正後）

第百一条の二　会員証券取引所は、前条の組織変更（以下この目において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画書を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

②　前項の総会においては、その決議により、定款その他株式会社への組織変更に必要な事項を定めるとともに、組織変更後の株式会社の役員となるべき者を選任しなければならない。

③　民法第六十九条の規定は、前二項の決議について準用する。

④　第一項の総会の招集は、その会議開催日の五日前までに、会議の目的たる事項のほか、組織変更計画書の要領、組織変更後の株式会社の定款及び第二項に規定する者の選任に関する議案の要領を示してしなければならない。

⑤　組織変更計画書には、組織変更をする時期、会員に対する株式の割当てに関する事項その他内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

（改正前）

（新設）